

○茨城県国民健康保険団体連合会規約

〔昭和 34 年 3 月 3 日〕  
規 約 第 1 号

改正 昭和 36 年 7 月 10 日規約第 1 号  
昭和 40 年 7 月 17 日規約第 1 号  
昭和 42 年 7 月 26 日規約第 1 号  
昭和 49 年 1 月 31 日規約第 1 号  
昭和 56 年 3 月 2 日規約第 1 号  
昭和 61 年 7 月 1 日規約第 1 号  
平成 3 年 11 月 11 日規約第 1 号  
平成 6 年 11 月 18 日規約第 1 号  
平成 15 年 2 月 27 日規約第 1 号  
平成 17 年 2 月 22 日規約第 1 号  
平成 18 年 7 月 14 日規約第 2 号  
平成 19 年 7 月 26 日規約第 3 号  
平成 20 年 3 月 12 日規約第 3 号  
平成 21 年 10 月 13 日規約第 3 号

昭和 39 年 7 月 20 日規約第 1 号  
昭和 41 年 6 月 24 日規約第 1 号  
昭和 47 年 12 月 23 日規約第 1 号  
昭和 50 年 2 月 19 日規約第 1 号  
昭和 58 年 1 月 31 日規約第 1 号  
昭和 63 年 7 月 12 日規約第 1 号  
平成 4 年 2 月 19 日規約第 1 号  
平成 12 年 2 月 28 日規約第 1 号  
平成 15 年 7 月 15 日規約第 3 号  
平成 17 年 10 月 1 日規約第 2 号  
平成 19 年 7 月 4 日規約第 2 号  
平成 20 年 3 月 10 日規約第 1 号  
平成 21 年 3 月 26 日規約第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 事業（第 6 条）
- 第 3 章 会員（第 7 条—第 12 条）
- 第 4 章 総会（第 13 条—第 18 条）
- 第 4 章の 2 介護保険事業関係業務に関する議決権の特例（第 18 条の 2）
- 第 5 章 役員及び職員（第 19 条—第 30 条）
- 第 6 章 理事会（第 31 条—第 34 条）

第6章の2 介護給付費審査委員会（第34条の2）

第7章 事務の執行及び会計（第35条—第40条）

第8章 積立金（第41条・第42条）

第9章 支部（第43条）

第10章 雑則（第44条）

付則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この連合会は、国民健康保険法（以下「法」という。）に基づき、会員である保険者が共同してその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この連合会は、茨城県国民健康保険団体連合会と称する。

（事務所の所在地）

第3条 この連合会は、事務所を茨城県水戸市笠原町978番26に置く。

（区域）

第4条 この連合会は、茨城県の区域をその区域とする。

（公告の方法）

第5条 この連合会の公告は、機関誌又は連合会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは「茨城新聞」に掲載して行う。

## 第2章 事業

（事業）

第6条 この連合会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保険者の事務の共同処理
- (2) 診療報酬の審査及び支払
- (3) 特定健康診査・特定保健指導に関する事業
- (4) 国民健康保険運営資金の融資
- (5) 保健事業

- (6) 国民健康保険に関する調査及び研究
  - (7) 国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業その他この会の目的を達成するために必要な事業
- 2 この連合会は、前項に掲げる事業のほか、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払に関する事務を行う。
- 3 この連合会は、前 2 項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。
- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（以下「高齢者医療確保法」という。）第 155 条第 1 項第 1 号に規定する後期高齢者医療広域連合が委託する後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務
  - (2) 高齢者医療確保法第 155 条第 1 項第 2 号の規定による特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他関係者の連絡調整及び保険者に対する必要な助言又は援助
  - (3) 高齢者医療確保法第 125 条第 1 項に規定する健康診査に関する費用の支払に関する事務
  - (4) 高齢者医療確保法第 155 条第 2 項第 1 号の規定により第三者に対する損害賠償金の徴集又は収納に関する事務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者医療確保法第 155 条第 2 項第 2 号の規定による後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業
- 4 この連合会は、前 3 項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。
- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 176 条第 1 項第 1 号に規定する居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費（以下「介護給付費」という。）の請求に関する審査及び支払に関する事務
  - (2) 要介護被保険者等に対する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他法令又は通知で定める給付が行われるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに関する費用の審査及び支払に関する事務
  - (3) 介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な助言及び指導
  - (4) 介護保険法第 176 条第 2 項第 1 号の規定により市町村が委託する第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
  - (5) 介護保険法第 176 条第 2 項第 3 号の規定による介護保険事業の円滑な運営に資する事業

5 この連合会は、前4項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第8項の規定により市町村が委託する介護給付費及び訓練等給付費、同法第32条第6項に規定するサービス利用計画作成費及び同法第34条第2項に規定する特定障害者特別給付費並びにその他法令又は通知で定める給付（以下「障害介護給付費」という。）の支払に関する事務
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3の規定により都道府県が委託する障害児施設給付費及び同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びにその他法令又は通知で定める給付（以下「障害児施設給付費」という。）の支払に関する事務

6 この連合会は、前5項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、市町村又は市町村長が行う医療、保健、介護及び福祉に関する事業のうち前5項に掲げる事業に密接な関連を有する事業を市町村又は市町村長の委託を受けて行うことができる。

（保険料等の特別徴収に係る経由事務）

第6条の2 この連合会は、前条に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法の規定による保険料の特別徴収に関し、連合会を経由して行うものとされた事務（以下「特別徴収に係る経由事務」という。）
- (2) 地方税法の規定による国民健康保険税の特別徴収に係る経由事務
- (3) 介護保険法の規定による介護保険の保険料の特別徴収に係る経由事務
- (4) 高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の保険料の特別徴収に係る経由事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別徴収に係る経由事務の円滑な実施に資する事業

（健康保険に係る事業）

第6条の3 この連合会は、前2条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第5項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業を行う。

2 前条第6項（介護及び福祉に関する事業を除く。）の規定は、健康保険の保険者について準用する。

### 第3章 会員

（会員）

第7条 この連合会は、第4条の区域における国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合（以下「国民健康保険の保険者」という。）をもつて会員とする。

（加入）

第8条 この連合会に加入しようとする国民健康保険の保険者は、国民健康保険に関する条例又は規約を添え書面をもつてその旨をこの

連合会に申し込まなければならない。

- 2 加入の申込をした国民健康保険の保険者は、その日から会員となる。
- 3 この連合会に第4条の区域内の3分の2以上の国民健康保険の保険者が加入したときは、区域内のその他の国民健康保険の保険者は、この連合会の会員となるものとする。

(脱退)

第9条 会員は、6箇月以上の予告期間を設けて、その年度の終りにおいて、この連合会から脱退することができる。ただし、連合会の区域のすべての国民健康保険の保険者が加入している場合は、この限りでない。

(届出)

第10条 会員は、国民健康保険の保険者の名称、主たる事務所の所在地並びに国民健康保険の保険者を代表する者の職名、氏名及び生年月日を遅滞なく、この連合会に届けなければならない。

- 2 会員は、前項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日をこの連合会に届け出なければならない。
- 3 会員は、別に定めるところにより、毎年4月に被保険者数の状況をこの連合会に報告しなければならない。
- 4 会員たる組合が解散したときは、清算人は、就任の日から1週間以内に、その旨及びその年月日をこの連合会に届け出なければならない。

(書面又は代理人による選挙権及び議決権)

第11条 会員は、書面又は代理人をもつて、第16条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、選挙権又は議決権を行うことができる。ただし、その会員たる国民健康保険の保険者の代表者若しくは職員又は会員でなければ、代理人となることができない。

- 2 代理人は、2以上の会員を代理することができない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

(負担金、手数料及び委託料)

第12条 会員は、毎年度、会員負担金を納付しなければならない。

- 2 会員は、診療報酬の審査支払、療養費の審査支払、介護給付費の審査支払、障害介護給付費及び障害児施設給付費の支払に関する事務を連合会に委託したときは、手数料を納付しなければならない。
- 3 会員は、特定健康診査・特定保健指導の費用の支払及びデータの管理に関する事務を連合会に委託したときは、負担金及び手数料を納付しなければならない。
- 4 会員は、保険者事務共同電算処理業務を連合会に委託したときは、委託料を納付しなければならない。

- 5 会員は、第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務処理を連合会に委託したときは、負担金及び手数料を納付しなければならない。
- 6 会員（市町村に限る。）は、第6条の2第1号から第4号までに規定する特別徴収に係る経由事務について、負担金を納付しなければならない。
- 7 前6項に規定する負担金、手数料及び委託料の額、賦課方法等については、別にこれを定める。
- 8 この連合会は、総会の議決を経て、臨時に会員をして負担金を納付させることができる。
- 9 負担金、手数料又は委託料の額及び納期を決定したときは、ただちにこれを会員に通知するものとする。
- 10 会員が納付期限を経過してもなお負担金、手数料又は委託料を納付しないときは、理事長は、期限を定めて、督促しなければならない。

（後期高齢者医療広域連合に係る手数料、負担金及び委託料）

第12条の2 第6条第3項第1号の規定による後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した後期高齢者医療広域連合は、手数料を支払わなければならない。

- 2 第6条第3項第3号の規定による健康診査に関する費用の支払及びデータの管理に関する事務を連合会に委託した後期高齢者医療広域連合は、負担金を支払わなければならない。
- 3 第6条第3項第4号の規定による第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務を連合会に委託した後期高齢者医療広域連合は、手数料及び委託料を支払わなければならない。
- 4 第6条第3項第5号の規定による後期高齢者医療広域連合に関する事務を連合会に委託した後期高齢者医療広域連合は、委託料を支払わなければならない。
- 5 前4項に規定する手数料、負担金及び委託料の額、賦課方法等については、別にこれを定める。
- 6 手数料、負担金及び委託料の額及び納期を決定したときは、ただちに、これを後期高齢者医療広域連合に通知するものとする。
- 7 後期高齢者医療広域連合が納付期限を経過してもなお手数料、負担金及び委託料を納付しないときは、理事長は、期限を定めて、督促しなければならない。

（健康保険の保険者に係る手数料）

第12条の3 第6条の3第1項の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した健康保険の保険者は、手数料を支払わなければならない。

- 2 前項に規定する手数料の額、賦課方法等については、別にこれを定める。
- 3 手数料の額及び納期を決定したときは、ただちに、これを当該健康保険の保険者に通知するものとする。

4 当該健康保険の保険者が納付期限を経過してもなお手数料を納付しないときは、理事長は、期限を定めて、催促しなければならない。

#### 第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集日)

第14条 通常総会は、毎年2月と7月に理事会の議決により招集しなければならない。

第15条 臨時総会は、必要に応じ、理事会の議決によりいつでも招集することができる。

(総会の招集手続)

第16条 総会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を会員名簿に記載してある会員の住所にあてて送付するものとする。

(緊急議案)

第17条 総会においては、出席した会員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあつた事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第27条第1項各号に掲げる事項については、この限りでない。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員のうち2名が署名しなければならない。

#### 第4章の2 介護保険事業関係業務に関する議決権の特例

(議決権の特例)

第18条の2 第6条第4項に定める業務（以下「介護保険事業関係業務」という。）に関しては、法第86条において準用する同法第29条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。

2 会員たる市町村が介護保険事業関係業務に関して地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合（以下「介護保険事業組合」という。）を設けた場合における介護保険事業関係業務に関しては、法第86条において準用する同法第29条の規定にかかわらず、当該組合は、一個の議決権を有するものとする。

3 介護保険事業関係業務に関する議決権の行使について第11条及び第17条の規定を適用する場合にあつては、第11条第1項中「会員は」とあるのは「会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）及び介護保険事業組合に限る。）は」と、「その会員」とあるのは「その会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）及び介護保険事業組合に限る。）」と、「保険者」とある

のは「介護保険の保険者」と「会員で」とあるのは「会員（市町村に限る。）で」と、同条第 2 項中「会員」とあるのは「会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）及び介護保険事業組合に限る。）」と、第 17 条中「会員」とあるのは「会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）及び介護保険事業組合に限る。）」とする。

#### 第 4 章の 3 障害者自立支援給付事業関係業務に関する議決権の特例

（議決権の特例）

第 18 条の 3 第 6 条第 5 項に定める業務（以下「障害者自立支援給付事業関係業務」という。）に関しては、法第 86 条において準用する同法第 29 条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。

2 会員たる市町村が第 6 条第 5 項第 1 号に規定する事務に関し地方自治法第 284 条第 1 項に規定する組合（以下「障害者自立支援給付事業組合」という。）を設けた場合における障害者自立支援給付事業関係業務に関しては、法第 86 条において準用する同法第 29 条の規定にかかわらず、当該障害者自立支援給付事業組合は、一個の議決権を有するものとする。

3 障害者自立支援給付事業関係業務に関する議決権の行使について第 11 条及び第 17 条の規定を適用する場合にあつては、第 11 条第 1 項中「会員は」とあるのは「会員（市町村（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）は」と、「その会員たる保険者」とあるのは「その会員（市町村（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（市町村に限る。）で」と、同条第 2 項中「会員」とあるのは、「会員（市町村（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」と、第 17 条中「会員」とあるのは「会員（市町村（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」とする。

#### 第 4 章の 4 後期高齢者医療関係業務に関する議決権の特例

（議決権の特例）

第 18 条の 4 第 6 条第 3 項に定める業務（以下「後期高齢者医療関係業務」という。）に関しては、法第 86 条において準用する同法第 29 条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。

#### 第 5 章 役員及び職員

（役員の数）

第 19 条 理事の定数は、17 名以内とする。

2 監事の定数は、3 名とする。

第 19 条の 2 理事及び監事は、会員である保険者を代表する者のうちから総会において選任する。ただし、特別の事由があるときは、

学識経験者のうちから総会で選任することができる。

2 役員選任の区分その他役員を選任に関し必要な事項は、別に定める。

(理事長)

第 20 条 理事のうち、1 人を理事長として、理事がこれを互選する。

2 理事長は、会務を総理する。

(副理事長)

第 21 条 理事のうち 3 人を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名する副理事長がその職務を代行する。

(常務理事)

第 22 条 理事のうち常務理事は 2 人以内とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時、会を掌握し、理事長及び副理事長ともに事故があるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第 23 条 役員任期は、理事にあつては 2 年、監事にあつては 2 年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第 24 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 をこえる者が欠けたときは、3 箇月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第 25 条 理事は、法令、規約及び総会の決議を尊重し、この連合会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、連合会と契約することができる。

3 理事は、総会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第 26 条 監事は、この連合会の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第 27 条 監事は、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この連合会の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第 28 条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は別にこれを定める。

(役員解任)

第 29 条 会員は、総会員の 5 分の 1 以上の連署をもつて、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から 1 週間前までに、その請求に係る役員に第 1 項の書面を送付し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第 1 項の規定による解任の請求について、総会において、総会員の半数以上が出席し、その過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

(顧問及び参与)

第 29 条の 2 連合会に理事長の推せんにより、顧問及び参与若干人を置くことができる。

(職員)

第 30 条 この連合会に事務局長、事務職員その他の職員を置く。職員（嘱託職員及び臨時職員を除く。）の定数は、145 人以内とする。

2 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

3 事務局長は、職員を総轄し、理事会の決定に従い、この連合会の事務を誠実に行わなければならない。

4 事務職員は、理事長が任免する。

5 事務職員は、事務局長の事務を補佐する。

6 職員の任用、服務、給与、旅費、その他職員に関する事項は、理事会の議決により別にこれを定める。

## 第 6 章 理事会

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会の招集は、会日の 1 週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。

3 理事全員の同意があるときは、前項の招集の手続を省略して理事会を開くことができる。

(理事会の議決事項)

第 32 条 理事会においては、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案
- (2) 会務運営の具体的方針の決定
- (3) 会務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- (4) その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第 33 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事の内 2 名が署名しなければならない。

## 第 6 章の 2 介護給付費審査委員会

(介護給付費審査委員会)

第 34 条の 2 介護保険法第 179 条に規定する介護給付費審査委員会は、それぞれ同数の介護給付等対象サービス担当者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成する。

2 前項に規定するもののほか、介護給付費審査委員会に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第 7 章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第 35 条 理事長は、規約及び総会の議事録並びに、会員名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の会員名簿には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 国民健康保険の保険者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 加入の年月日

3 会員は、いつでも、理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第36条 この連合会の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 負担金、手数料及び委託料
- (2) 補助金
- (3) 寄附金その他の収入

(特別会計)

第37条 この連合会は総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

第38条 この連合会の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有価証券は、确实なる金融機関に保護預け、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (2) 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会に議決を経て定めた方法によること。
- (3) 現金は金融機関に預け入れること。
- (4) 前各号以外の財産の管理は、総会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第39条 理事長は、毎年7月に招集する通常総会（この条において、以下「通常総会」という。）の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録、及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えておかなければならない。

2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第40条 会員は、総会員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第8章 積立金

(積立)

第 41 条 連合会は、年度間の財政の調整と会の健全な運営に資するため、積立金を積立てることができる。

2 前項の積立金は、予算をもつて定めるもののほか各会計年度における歳入歳出決算剰余金の2分の1を下らない金額とする。ただし、特別の事由がある場合は、その全部又は一部の積立を停止することができる。

(処分)

第 42 条 連合会は、前条の積立金を処分しようとするときは、総会の議決によらなければならない。

2 前条及び前項に定めるもののほか、積立金に関し必要な事項は別に定める。

## 第 9 章 支部

(支部の設置)

第 43 条 この連合会に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、別にこれを定める。

## 第 10 章 雑則

(規則への委任)

第 44 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもつて別にこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和 34 年 3 月 1 日から施行し、昭和 34 年 1 月 1 日から適用する。

(規約の廃止)

2 茨城県国民健康保険団体連合会規約（昭和 24 年 7 月 22 日）は、廃止する。

(規則)

3 この連合会の規則で、この規約施行の際現に効力を有するものは、この規約の規定に抵触するものを除き、この規約の施行後も、なおその効力を有する。

(役員等に関する経過規定)

4 この規約施行の際現に理事又は監事である者は、それぞれ、この規約の規定により選任されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の例によるものとし、旧規約の規定により選任された日から起算するものとする。

(会員に関する経過規定)

- 5 この規約施行の際現に会員である者は、この規約の規定により加入した者とみなす。  
(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)
- 6 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3第1項及び第2項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 平成20年2月21日保発第0221003号厚生労働省保険局長通知「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の審査支払に関する事務
  - (2) 平成20年3月7日厚生労働省発保第0307004号厚生労働省事務次官通知別添1「国保高齢者医療制度円滑導入基金管理運営要領」による国保高齢者医療制度円滑導入基金の管理運営に関する事務
- 7 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3第1項及び第2項並びに前項に掲げる事業のほか、平成21年3月13日保発第0313006号厚生労働省保険局長通知別添「国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金管理運営要領」による国保介護従事者処遇改善基金の管理運営に関する事務を行う。  
(出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務)
- 8 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3第1項及び第2項並びに前2項に掲げる事業のほか、平成21年5月29日保発第0529007号厚生労働省保険局長通知別添「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。  
(介護職員処遇改善に関する事務)
- 9 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3第1項及び第2項並びに前3項に掲げる事業のほか、平成21年8月3日老発第0803第1号厚生労働省老健局長通知別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」による介護職員処遇改善交付金の支払に関する事務を行う。

付 則 (昭和36年7月10日規約第1号)

この規約は、昭和36年8月1日より施行する。

付 則 (昭和39年7月20日規約第1号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和39年4月20日から適用する。ただし、この規約施行の際、現に監事の職にあるものの任期は監事となつた日から起算する。

付 則 (昭和40年7月17日規約第1号)

この規約は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 41 年 6 月 24 日規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 42 年 7 月 26 日規約第 1 号）

（施行期日）

1 この規約は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この規約の施行の際、現に在任する役員については、この規約により選任されたものとみなす。この場合において、任期の起算については、従前の例による。

3 既に積立てられた基本財産積立金は、この規約により積立てられたものとみなす。

付 則（昭和 47 年 12 月 23 日規約第 1 号）

この規約は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 49 年 1 月 31 日規約第 1 号）

この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 50 年 2 月 19 日規約第 1 号）

この規約は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 56 年 3 月 2 日規約第 1 号）

この規約は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 58 年 1 月 31 日規約第 1 号）

1 この規約は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。ただし、改正後の茨城県国民健康保険団体連合会規約（以下「改正後の規約」という。）第 30 条の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規約第 30 条の 2 の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 61 年 7 月 1 日規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 63 年 7 月 12 日規約第 1 号）

この規約は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 11 月 11 日規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行する。

付 則（平成 4 年 2 月 19 日規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行する。

付 則（平成 6 年 11 月 18 日規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行し、平成 6 年 10 月 14 日から適用する。ただし、第 6 条第 1 項の改正規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年 2 月 28 日規約第 1 号）

この規約は、公布の日から施行する。

付 則（平成 15 年 2 月 27 日規約第 1 号）

この規約は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。

付 則（平成 15 年 7 月 15 日規約第 3 号）

この規約は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 2 月 22 日規約第 1 号）

この規約は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。

付 則（平成 17 年 10 月 1 日規約第 2 号）

この規約は、公布の日から施行する。

付 則（平成 18 年 7 月 14 日規約第 2 号）

この規約は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 19 年 7 月 4 日規約第 2 号）

この規約は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 19 年 7 月 26 日規約第 3 号）

この規約は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の前に行われた健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）付則第 32 条の規定によりなお従前の例によることとされた老人保健法の規定による医療等に係る費用の審査及び支払並びに医療費の通知に関する事務については、それぞれ、なお従前の例による。

付 則

この規約は、公布の日から施行し、平成 20 年 3 月 10 日から適用する。

付 則

この規約は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。

付 則

この規約は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。